

◎新潟県教育委員会訓令第1号

県立学校

新潟県立学校職員服務規程（平成24年8月新潟県教育委員会訓令第10号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から実施する。

平成27年3月27日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員 <u>県立学校に勤務する一般職の職員をいう。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第29条 (略)</p> <p><u>(臨時的に任用される職員の服務)</u></p> <p>第30条 <u>職員のうち、臨時的に任用される職員の服務については、別に定めるところによる。</u></p> <p>第31条 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員 <u>新潟県職員定数条例（昭和24年新潟県条例第36号）第1条に規定する職員のうち、県立学校に勤務する職員をいう。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>第30条 (略)</p>